

静岡県告示第613号

農林水産大臣から、次のとおり解除予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年5月20日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 解除予定に係る保安林の所在場所

駿東郡小山町上野字下ノ原1083の1・1083の2・1089の4（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、東部農林事務所及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）